

河内町過疎地域持続的発展計画

(令和4年度～令和7年度)



令和4年9月

茨城県 河内町

目次

1	基本的な事項	1
	(1)河内町の概況	1
	(2)人口及び産業の推移と動向	2
	(3)市町村行財政の状況	4
	(4)地域の持続的発展の基本方針	6
	(5)地域の持続的発展のための基本目標	7
	(6)計画の達成状況の評価に関する事項	7
	(7)計画期間	7
	(8)公共施設等総合管理計画との整合	8
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
	(1)現況と問題点	8
	(2)その対策	8
	(3)計画	9
3	産業の振興	9
	(1)現況と問題点	9
	(2)その対策	10
	(3)計画	11
	(4)産業振興促進事項	12
	(5)公共施設等総合管理計画等との整合	13
4	地域における情報化	13
	(1)現況と問題点	13
	(2)その対策	14
	(3)計画	14
	(4)公共施設等総合管理計画等との整合	15
5	交通施設の整備、交通手段の確保	15
	(1)現況と問題点	15
	(2)その対策	15
	(3)計画	16
	(4)公共施設等総合管理計画等との整合	19
6	生活環境の整備	19
	(1)現況と問題点	19
	(2)その対策	20
	(3)計画	22
	(4)公共施設等総合管理計画等との整合	23

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	24
	(1)現況と問題点	24
	(2)その対策	25
	(3)計画	27
	(4)公共施設等総合管理計画等との整合	29
8	医療の確保	30
	(1)現況と問題点	30
	(2)その対策	30
	(3)計画	30
	(4)公共施設等総合管理計画等との整合	30
9	教育の振興	31
	(1)現況と問題点	31
	(2)その対策	32
	(3)計画	33
	事業計画(令和4年度～令和7年度)	33
	(4)公共施設等総合管理計画等との整合	36
10	集落の整備	36
	(1)現況と問題点	36
	(2)その対策	37
	(3)計画	37
	(4)公共施設等総合管理計画等との整合	37
11	地域文化の振興等	37
	(1)現況と問題点	37
	(2)その対策	38
	(3)計画	38
12	再生可能エネルギーの創出及び利用促進	38
	(1)現況と問題点	38
	(2)その対策	38
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	39
	(1)現況と問題点	39
	(2)その対策	39
	(3)計画	39
	事業計画(令和4年度～7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分	40

河内町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 河内町の概況

ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、茨城県の最南端に位置し、総面積 44.30 km²で、南北に 2.8km、東西に 19.2km と東西に長く、都心からは 50km、筑波研究学園都市からは 30 km、成田国際空港へは 20 km の位置にあります。北は龍ヶ崎市、東は稲敷市、西は利根町、南は利根川を挟んで千葉県成田市、栄町に接する県境地域にあり、地形は平均海拔 3.5m のほとんど起伏のない平坦な土地柄です。

気候は、年間平均気温 14.5℃、平均降水量は 1,353mm で、気候区分としては暖温帯となります。

本町の歴史は治水の歴史でもあり、町のシンボルともいえる利根川は、これまでに何度も決壊を繰り返してきました。そのたびに肥沃な大地が形成され、現在の優良な穀倉地帯の礎となりました。昭和 30 年には、生板村、源清田村、長竿村が合併、さらに昭和 33 年に金江津村が合併し、現在の河内町が誕生しました。

イ 町における過疎の状況

本町の人口は、昭和 20 年代をピークに 40 年代までの高度経済成長期には減少傾向を示していましたが、社会全体が安定成長期になるとともに町内や周辺地域での雇用機会の増加などもあつて昭和 50 年頃から減少に歯止めがかかり、平成 2 年から平成 7 年頃までは増加傾向に転じました。

しかし、東京一極集中現象等により平成 7 年の 11,726 人を近年のピークとして減少し続けており、令和 2 年には 8,231 人となりました。

また、高齢者比率も高く、令和 2 年 10 月 1 日現在で全国平均 28.7%と県平均の 29.9%を大きく上回る 39.2%となっています。

このような中、本町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年 4 月 1 日施行)により、令和 4 年 4 月 1 日に過疎地域の指定を受けました。今後は、本計画(河内町過疎地域持続的発展計画)に基づき、産業の振興や交通・通信体系の整備、生活環境の整備などの施策に取り組んでいきます。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町の産業別人口は、就業人口の減少とともに、第 1 次産業から、第 2 次産業・第 3 次産業への移行が進み、基幹産業である農業が、高齢化や後継者不足などにより年々減少傾向にあり、今後は耕作放棄地の増加も予想されます。一方で、集約化による農業の効率化、企業などの参入も期待されるため、担い手への農地の集積・集約を農地中間管理機構と連携して推進していく必要があります。

商業では、地域商業を支えてきた個人商店は、農業と同様に、高齢化や後継者不足などにより、店舗数が年々減少傾向にあり、今後は、商工会との連携や、町の施設での出品など創業しやすい環境整備の取り組みが求められています。

観光では、地域資源を活用した新たな商品の開発、産地化、イベント等を推進し、地域の魅力を発信するため、新しい産業観光スポットの整備や、町公式 SNS やホームページ等、あらゆるメディアを活用した発信等を行い、関係人口、交流人口の拡大につなげていきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、昭和 25 年国勢調査時の 14,108 人をピークに人口減少が続き、昭和 55 年の 11,516 人と比較すると 2,592 人減少し 18.4%の減少率となっています。平成 7 年には 11,726 人と増加に転じましたが、その後は減少傾向が続き令和 2 年には 8,231 人となり平成 7 年と比較すると 3,495 人減少し 25 年間で 29.8%の減少率となっています。

年齢階層別にみると、昭和 55 年と令和 2 年の比較では、年少人口(0 歳～14 歳)は 1,660 人減で 73.8%減少、若年者人口(15 歳～29 歳)は 1,401 人減で 59.6%減少したのに対し、高齢者人口(65 歳以上)は 1,676 人増で 108.1%の増加率となっており少子高齢化が急速に進行しています。

人口の見通しは、河内町総合戦略第 2 期河内町人口ビジョンに示しているとおおり、令和 7 年は 7,478 人、令和 12 年に 6,667 人、令和 27 年には 4,452 人と今後も人口減少が続くものと推測されます。また、全体的な人口減少傾向の中で特に生産年齢人口(15 歳～64 歳)の減少が大きく令和 12 年には老年人口より減少すると推計されています。

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

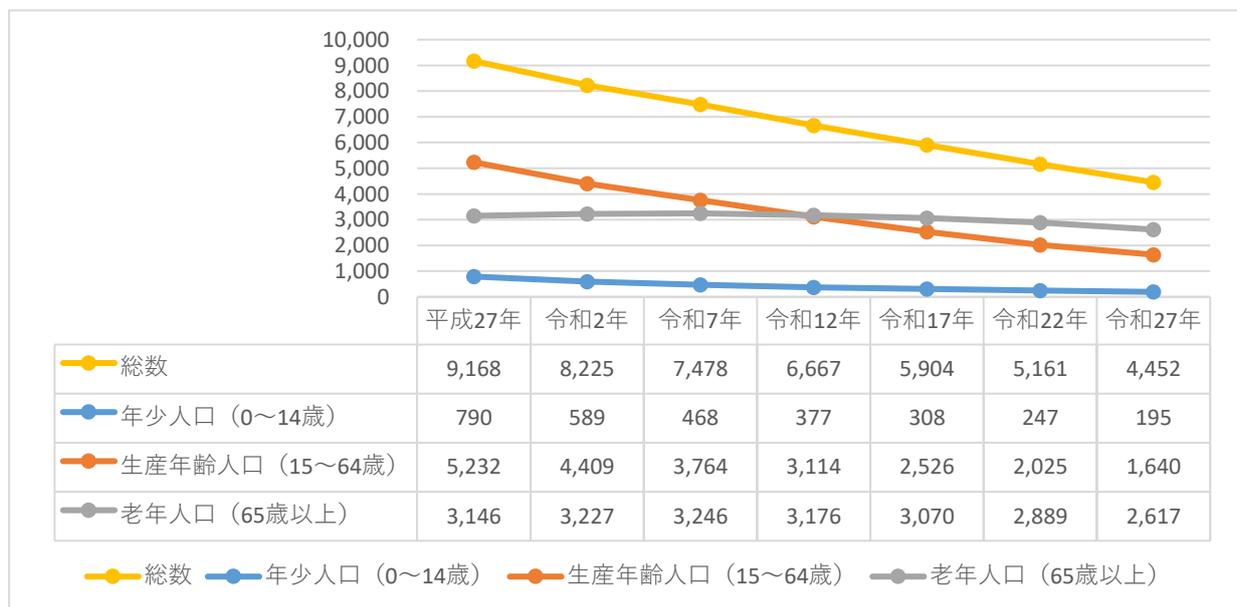
本町の就業人口総数について、ピーク時は昭和 35 年で 7,209 人となっていました。昭和 50 年には 5,949 人、平成 27 年には 4,678 人まで減少しました。

産業別就業人口比率をみると、昭和 50 年と平成 27 年を比較した場合、第一次産業就業人口比率は 44.4%あったものが 13.5%まで大幅に減少しており、第二次産業就業人口比率は 24.2%から 29.0%に増加しているものの平成 2 年以降は減少傾向に転じています。その一方で第三次産業就業人口比率は 31.4%から 57.5%に増加しており一貫して増加傾向となっています。この 40 年間で就業構造は大きく変化しており、本町の基幹産業である農業は、高齢化や後継者不足等により減少しており今後もこの傾向は続くものと想定されます。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 55 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,516	% △1.2	人 11,201	% △2.7	人 10,959	% △4.7	人 9,168	% △9.9	人 8,231	% △10.2
0 歳～14 歳	2,249	△8.8	1,811	△19.5	1,363	△21.4	790	△26.1	589	△25.4
15 歳～64 歳	7,716	△1.8	7,531	△2.4	6,767	△7.0	5,232	△14.5	4,409	△15.7
うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,352	△12.8	2,081	△11.5	1,665	△10.6	1,201	△16.2	951	△20.8
65 歳以上 (b)	1,551	15.9	1,859	19.9	2,829	13.6	3,146	5.5	3,227	2.6
(a)/総数 若年者比率	20.4%	—	18.6%	—	15.2%	—	13.1%	—	11.6%	—
(b)/総数 高齢者比率	13.5%	—	16.6%	—	25.8%	—	34.3%	—	39.2%	—

表 1-1(2) 人口の見通し(まち・ひと・しごと創生 河内町総合戦略第 2 期 人口ビジョン)



年齢ごとの人口推移

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

表 1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 55 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	7,209 人	5,949 人	△17.5%	6,038 人	1.5%	5,868 人	△2.8%	6,075 人	3.5%
第一次産業 就業人口比率	79.5%	44.4%	—	36.7%	—	18.4%	—	16.0%	—
第二次産業 就業人口比率	5.9%	24.2%	—	27.4%	—	39.9%	—	36.8%	—
第三次産業 就業人口比率	14.6%	31.4%	—	35.9%	—	41.4%	—	47.2%	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	5,768 人	△5.1%	5,554 人	△3.7%	4,905 人	△11.7%	4,678 人	△4.6%	4,164 人	△11.0%
第一次産業 就業人口比率	15.2%	—	15.0%	—	14.5%	—	13.5%	—	14.4%	—
第二次産業 就業人口比率	36.1%	—	31.3%	—	29.1%	—	29.0%	—	28.9%	—
第三次産業 就業人口比率	48.7%	—	51.0%	—	54.5%	—	57.5%	—	56.6%	—

※割合は、分母から「分類不能の産業」を除いて算出

(3) 市町村行財政の状況

ア 行政の状況

本町では、平成 8 年度に「河内町行政改革大綱」を策定し、3 年間をその対象期間として行政改革に取り組み、その後も継続して人件費の削減等の財政対策に努めてきました。平成 17 年には新たな視点から行政運営全般にわたる再構築を図ることを目的に「第 2 次河内町行政改革大綱」を、続く平成 22 年には「第 3 次河内町行政改革大綱」を策定し、将来を見据え時代のニーズに伴い予想される諸課題等に的確に対応し得る行政運営の確立に向けた取り組みを進めているところであります。現在は、平成 27 年度に策定した「河内町新行財政改革大綱」に基づき、①住民の立場に立った行政運営の確立、②効率的な行政運営の確立、③行政運営における情報化の推進、④財政運営の健全化の 4 つの基本方針に基づき行財政改革に取り組んでいます。

今後も、第 5 次河内町総合計画に掲げる基本構想の実現に向けた基本計画・アクションプランとの整合性を図り、質の高い行政サービスの提供に向け積極的な行財政改革に取り組めます。

イ 財政の状況

本町の財政状況は、表 1-2(1)に示すとおり、令和 2 年度普通会計決算において、歳入総額 6,557,647 千円、歳出総額 6,024,642 千円で財政力指数 0.37、経常収支比率 81.2%となっています。平成 27 年度と比較し、歳入総額については、23.9%の増ですが、これは新型コロナウイルス対策関連事業を実施したことにより、関係する国庫支出金等が一時的に増加したことによるものです。

また、歳出総額は平成 27 年度と比較して 23.5%の増ですが、こちらも新型コロナウイルス対策関連事業が要因となっています。

令和 2 年度においては、経常収支比率が 81.2%と回復傾向にありますが義務的経費の増加が見込まれることから自主財源の確保、歳出経費の削減を推進していきます。

表 1-2(1) 河内町の財政状況

(単位:千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	4,257,808	5,292,139	6,557,647
一般財源	2,887,362	2,934,727	3,186,528
国庫支出金	310,291	497,810	1,433,786
都道府県支出金	167,682	267,937	367,557
地方債	319,200	591,900	299,400
うち過疎債	—	—	—
その他	573,273	979,765	1,270,376
歳出総額 B	3,970,498	4,880,429	6,024,642
義務的経費	1,669,247	1,585,405	1,729,947
投資的経費	289,124	1,102,058	573,192
うち普通建設事業	274,892	1,102,058	573,192
その他	2,012,127	2,192,966	3,721,503
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C(A-B)	287,310	411,710	533,005
翌年度へ繰越すべき財源 D	19,498	53,924	170,655
実質収支 C-D	267,812	357,786	362,350
財政力指数	0.41	0.37	0.37
公債費負担比率	7.7	5.9	6.9
実質公債費比率	13.9	6.3	6.0
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	93.0	83.5	81.2
将来負担比率	81.3	36.0	—
地方債現在高	2,783,776	3,442,611	3,892,510

ウ 施設整備水準等の状況

本町の令和2年度末の町道の改良率は25.3%、舗装率61.6%で、平成22年度末と比べ改良率で14.5ポイント、舗装率で0.8ポイント向上しています。今後は維持修繕等長寿命化にも重点を置きながら、計画的な道路整備を実施していく必要があります。

また、本町の令和2年度末における水道普及率は94.1%、水洗化率は67.0%となっています。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
町 道					
改 良 率 (%)				22.1	25.3
舗 装 率 (%)				61.1	61.6
農 道	—	—	—		—
延 長 (m)					
耕地 1ha 当たり農道延長(m)					—
林 道	—	—	—	—	—
延 長 (m)					
林野 1ha 当たり林道延長(m)					
水 道 普 及 率 (%)	—	95.6	81.9	97.9	94.1
水 洗 化 率 (%)	—	—	44.9	46.5	67.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、第5次河内町総合計画(2017年度から2026年度)において、「消滅可能性都市からの挑戦」をスローガンに本町の現状と課題を解決するためとした3つの基本構想を策定し、その実現に向けて積極的かつ効率的に諸施策に取り組んでいます。

ア 基本構想Ⅰ よそにない「教育立町」

小中一貫教育による質の高い魅力ある教育を提供することを目的に、平成30年4月に町にある全ての小中学校を統合した小中一貫校の「かわち学園」が開校しました。

この統合により地元愛を育む町独自のカリキュラムを設けるなど、これまで以上に地元「かわち」の素晴らしさを感じることや、自分が生まれ育った町の歴史を学ぶ機会を得ることができ、この町に対する思いを強く持つことにより、これからの町の持続的発展に繋げることを目指します。

イ 基本構想Ⅱ 米で世界を驚かす

肥沃な大地から生み出される良質な米は、県内はもちろんのこと県外でも高い評価を得ています。今後は米を活用した6次産業化への取り組みを進め、本町の基盤を支える農業の持続的発展を目指します。

また、これらを通して、農業を志す者たちが地域の担い手としてこの町で安心して活躍できる場をつくり出し魅力あるまちづくりを推進します。

ウ 基本構想Ⅲ 不便なりに便利なまちに

本町は、都心に約50kmという位置にありながら、病院も銀行もなく買い物をするためのお店もあまりないような町です。そのため日常生活を維持するためには近隣市町村に出向く必要がありますが、そのための公共交通機関もコミュニティバスしかなく、町民にとってはマイカーが生活の必需品となっています。

そんな不便さを感じる場所もある本町ですが、それらのマイナスを一つ一つ解消し、ここで生活する誰もがこの町に暮らしたいと感じる魅力あるまちづくりを目指します。

この町に住んでいる人が、町に広がる多くの自然をはじめとして食や文化、歴史などここにしかない魅力を再確認し自分たちの町に誇りを持つことにより、町に訪れてくれる人または応援してくれる人たちにこの町の魅力を存分に発信することにより地域経済が活性化することを期待します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記(4)の基本方針に基づき、本町における地域課題の持続的発展に向けた基本目標を以下のとおり設定します。

人口に関する目標

	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
総人口	8,231人	7,478人	6,667人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、PDCAサイクルに準拠した進行状況の点検を行うとともに、令和7年度末の目標達成を目指して適宜事業の見直しを行います。

また本計画の達成状況については、毎年度評価を行うとともに、広くその結果を公表するものとします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「河内町公共施設等総合管理計画」における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針との整合を図りながら適切に実施します。

また、本計画に記載した全ての公共施設等の整備は河内町公共施設等総合管理計画に適合します。

ア 建築物系公共施設に関する基本方針

- ①施設の適正管理及び長寿命化
- ②施設の適正配置及び有効活用
- ③施設の最適化による将来負担の抑制

イ インフラ系公共施設に関する基本方針

- ①適正管理による計画的な整備・更新
- ②長寿命化による将来負担の抑制

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

全国的に都市部への人口集中が顕著となっている中で、本町においても少子高齢化に伴う人口減少のみならず、若年者が進学や就職を契機に町外へ転出するなど、転出が転入を上回る状態が続いており、将来を担う若者の定住が最重要課題となっています。

また、このような人口減少社会において、持続可能で活力あるまちづくりを推進するためには、定住促進と町外からの移住の促進を同時に進めていくことが必要であると考えています。

そのような中で、現在新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、働き方や生活の仕方などが見直され新しい生活様式の選択肢が広がっています。その一つとして地方での暮らしが注目されていることから、この機会を活用し本町の魅力をSNSやイベントなどを通して全国にアピールするとともに受け入れ態勢の強化が必要となっています。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ①町に永住する意思を持って町内に住宅を取得した方を対象に購入費の一部を助成する「河内町定住促進事業」を令和3年度より開始しました。今後もこの事業を継続することにより本町への定住促進を推進します。
- ②本町における空き家を活用した「河内町空き家登録制度」を開始し、それと同時に、「河内町空き家活用推進奨励金」制度を新設しました。これらの事業を通して町外からの移住者の取り込みに繋げていきたいと考えています。

イ 地域間交流

- ①令和4年に開設の「かわち夢楽」を拠点として各種イベント等を開催し、町外の方との交流を推進します。
- ②首都圏在住者向けの観光体験ツアー等を開催して、実際に町の魅力に触れてもらうことにより「河内町ファン」の増加を目指します。

ウ 人材育成

ふるさと学習教材として取り入れている「かわち学」を活用し、町の自然や歴史、産業、文化等を学ぶことにより、地域の実情や課題を把握しながら、新たな視点やグローバル的観点での地域の活性化に積極的に貢献できる人材を育成します。

(3) 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(4)過疎地域持 続的発展特別事 業 移住・定住	河内町定住促進事業	町	
		河内町空き家登録制度	町	
		河内町空き家活用推進奨励金	町	
	地域間交流	町の魅力発信・交流事業	町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、後継者不足と高齢化が大きな課題となっており、地域の担い手に農地を託す農家は年々増加傾向にあり、今後は耕作放棄地も増加することが懸念されています。

農業経営の状況は、水稻を中心とし、ねぎ、レンコンなどを組み合わせた複合経営が多いなか、一部の兼業農家を除き、全体の約70%は、農業以外の収入に依存しながら従事する農家が大半を占めています。

町の多くの農家で作付けている主食用米は、ここ数年間で生産過剰が顕著になり、今後、減産と米価低下は避けられず、農産物価格の低迷、経営見通しの不透明感などから、更なる離農が進むと考えられます。

このようなことから、国の動向を注視し、米価下落に対する対策や他作物への生産を促進する政策を有効に活用し、米政策の見直しなど状況を見極めながら適切に対応していく必要があります。

また、今後増加が見込まれる農地の遊休化対策として、担い手農家への農地集積による農地利用と農家の所得向上とやりがいを実感できる農業振興策が必要となっています。

イ 商工業

本町には、町民の生活を支える食料品・生活用品等を販売する小売業や自動車整備などのサービス業、生活インフラを支える建設業、地域経済を支える飲食サービス業など、様々な業種の商工業があります。しかし、どの産業分野においても、人口減少に伴う担い手不足や地元消費力の低下、通信販売の利用や近隣都市部での購買の増加、経営者の高齢化などにより、商店等の廃業や売り上げの減少などが課題となっています。

ウ 観光

本町には、特出する観光資源が少ないため、観光客の視点に立った施設の整備が遅れている状況です。そのため観光客を迎え入れるための環境整備を図ることが求められています。

本町の魅力を積極的に発信し観光資源・地域資源として確立するために、行政主体ではなく民間を活用したまちづくり体制を構築することが必要です。また、ホームページを充実させるとともに、SNSによる情報発信機能を強化し、情報収集機能を高める必要があります。さらに各種イベントを開催し観光資源として充実させ、観光客の誘致を推進する必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症が町の観光に大きな影響を与えているためアフターコロナに向けた新たな観光コンテンツが必要と考えております。

(2) その対策

ア 農業

- ①認定農業者及び新規就農者への支援を行います。また、低利かつ長期で利用できるよう、農業協同組合や日本政策金融公庫等の金融機関が融資する農業制度資金に対して利子助成を行います。
- ②農業機械の導入により、作業の効率化及び生産者の負担軽減、生産性の向上を図ります。
- ③各土地改良事業に対する費用負担や、用排水機場・樋門等の管理、圃場の耕作条件改善、農業用排水路及び排水機場の維持管理費の負担、国営・県営事業による農業水利施設の維持管理に対する負担を行います。また基幹水利施設の維持管理を行います。
- ④地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地・水路・農道等)の基礎的保全管理、質的向上を図る活動を支援します。

- ⑤農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を支援するとともに、農地区画の拡大及び暗渠排水管設置等の簡易な二次的整備を行います。
- ⑥主食用米の需要が減少する中で、他の作物の作付に転換を促進することで、水田面積の維持を図ります。

イ 商工業

- ①商工会等の支援を行い、地域商工業を活性化及び安定した運営と商工業の振興を図ります。
- ②商工会等と連携し、創業希望者等に創業に関する相談窓口(ワンストップ窓口)などの支援を行います。
- ③中小企業の先端設備等の導入を促進し、町内中小企業者の生産性向上を図ります。
- ④町内事業者等の経営の継続・安定化を図るため、商工会等と連携しながら、各種制度に則った支援や商品券発行事業などを引き続き行います。

ウ 観光

- ①本町の自然、文化、歴史、産業等の多様な観光資源を活用した観光施策を推進します。
- ②観光客や来訪者が安全かつ有意義に滞在でき、再訪したくなるような魅力ある観光資源・地域資源とするため、継続的な施設の充実を図ります。
- ③観光パンフレットやホームページ・SNSを有効活用し、魅力ある観光資源や特産品の情報発信に努めます。
- ④都心から近い地域性を最大限に活かし、マイクロツーリズムやショートトリップといった近場観光、日帰り観光などを視野に入れた観光戦略を推進します。
- ⑤産業観光交流拠点施設を利活用し、町のにぎわいづくり・町外との交流拠点・観光振興を行い新しい産業観光スポットの整備等を行います。

(3) 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	土地改良基盤整備事業	町・県・ 土地改良	
	(9)観光又はレクリ エーション	産業観光交流拠点施設整備	町	
		観光拠点整備事業	町	

	(10)過疎地域持続的発展特別事業	観光情報発信交流施設整備	町	
		サイクリングロード整備	町	
		観光資源を活用した施設整備事業	町	
		観光イベント駐車場整備	町	
	第1次産業	農業経営所得安定対策事業	町	
		環境保全型農業推進事業	町	
		多面的機能支払交付金事業	町	
	商工業・6次産業化	農地耕作条件改善事業	町	
		農業用機械導入支援事業	町	
		水稲病虫害防除事業	町	
		ブランド化支援事業	町	
		自治金融制度	町	
		商品券発行事業	町	

(4) 産業振興促進事項

産業の振興を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条及び24条に定められた振興すべき地域及び振興すべき業種を下記のものとし、上記の(2)その対策及び(3)事業計画のとおり、産業の振興への促進を図ります。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
河内町全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、サービス業等	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「河内町公共施設等総合管理計画」では、人口規模や財政規模などの現状と課題を踏まえつつ、公共施設の適切な管理・運営・安全で快適な利用環境を実現するとともに、不具合等が生じた後に修繕を行う事後保全型から、日常的な点検や診断等により損傷等を早期に発見する予防保全型管理へと移行します。

これにより施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、修繕費用の平準化及び縮減に取り組みます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 国においてマイナンバーカードの普及を推進していますが、本町では、本人確認書類としての利用のほか、コンビニエンスストア等での住民票、印鑑登録証明書及び税証明の発行にとどまっており、戸籍証明書の発行をするためには新たなシステム導入が必要となります。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点や働き方改革などにより、テレワークやオンライン会議などが推奨され、私たちの生活の中に情報化というものがここ数年で大分浸透してきました。また、学校教育においてもGIGAスクール構想により児童一人に対して一台のタブレット端末を配備しました。今後はさらに情報化に対する取り組みを進めていく必要があると考えています。

ウ 令和3年5月にいわゆるデジタル改革関連法が成立したことにより、今後はマイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化などが急速に進むと予想されます。

しかしながら、高齢者の多くはスマートフォンなどの情報通信機器を利用したことがなく、このようなICT機器に不慣れな人たちにどのように浸透させていくのが今後の課題となっています。

エ 本町では、防災や行政情報などを伝達する防災行政無線システムを、令和3年3月にアナログ方式からデジタル方式へ完全移行させ、屋外拡声子局(屋外スピーカー)及び屋内に設置する戸別受信機のほか、新たに登録制メールを配信し、複数の情報伝達手段を確保しました。また、停電対策として非常用電源を確保し、停電時でも72時間稼働することが可能となりました。

更なる情報伝達の強靱化には、情報伝達手段を地域の実情に応じて組み合わせることにより、きめ細かく情報を行き渡らせることができるよう、情報伝達手段の多重化・多様化を促進する必要があります。

(2) その対策

ア 今後のマイナンバーカードの普及に向けた取り組みとして、コンビニで戸籍証明書を発行することにより、閉庁日や夜間にかかわらず全国のコンビニエンスストア等で取得することが可能となることから、情報化によるサービス向上を目指します。

イ 町にある各施設において、高速かつ大容量の通信ができる環境を整備し、家庭にそのような環境が整備されていなくとも誰もがテレワークやオンライン授業などに対応できるような環境を整備します。

ウ ICT機器に不慣れな人達に対しての情報リテラシーの向上など、地域の諸課題解決にICTを最大限活用していけるような取組を積極的に進めることで、行政の効率化と行政サービスの向上に努めます。

エ 防災行政無線施設等の保守管理や戸別受信機の更なる設置促進及び登録制メールの登録者の確保のほか、新たな情報技術の活用を推進し、時代に即した情報伝達手段の確保に努めます。

(3) 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用 無線施設	防災行政無線施設	町	
		情報ネットワーク構築事業	町	
		防災行政無線保守点検	町	
		防災行政無線通信施設整備	町	
		戸別受信機設置	町	
	(3)その他	戸籍証明書のコンビニ交付	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「河内町公共施設等総合管理計画」では、人口規模や財政規模などの現状と課題を踏まえつつ、公共施設の適切な管理・運営・安全で快適な利用環境を実現するとともに、不具合等が生じた後に修繕を行う事後保全型から、日常的な点検や診断等により損傷等を早期に発見する予防保全型管理へと移行します。

これにより施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、修繕費用の平準化及び縮減に取り組みます。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本町の道路網は、茨城県から千葉県成田市を結ぶ国道 408 号が中央部を南北に縦断し、東西に横断する主要地方道取手東線、一般県道河内竜ヶ崎線が骨格となり、それに接続する町道とで構成されています。また、町の東部では首都圏中央連絡自動車道と地域を結ぶ道路の一環として、一般県道江戸崎下総線の整備が進められています。

町道の整備状況は、令和 2 年度末現在、道路改良率 25.3%、道路舗装率 61.6%となっています。これらの道路施設は、附属物を含め老朽化による路面の損傷や、農地・水路と隣接した部分の路肩の崩れなども見られるため、定期的な巡視を行い早期発見・対応に努めています。今後、高度成長期に大量に整備された道路の老朽化が急速に進行することが想定されるため、財政負担が大きくなることが懸念されます。

また、狭あい道路については、緊急自動車を始め、歩行者や自転車が安心して通行できる道路整備が求められています。

これらの課題を踏まえ、老朽化により痛んだ道路や排水の悪い道路の改良や管理補修など、誰もが安心して利用できる道路整備を計画的に進める必要があります。

イ 交通

本町の公共交通については、町内に鉄道はなく、通学や通勤のために鉄道を利用する際には、龍ヶ崎市にある竜ヶ崎駅(関東鉄道)と龍ヶ崎市駅(JR 常磐線)及び成田市にある滑河駅(JR 成田線)が主な利用駅となっています。また、民間の路線バスの運行はなく、町がコミュニティバスを運行し、竜ヶ崎駅や医療機関へのアクセスは可能となっていますが、十分な便数が確保されていないのが現状です。

(2) その対策

ア 道路

① 県道の整備促進・道路の改修改善及び老朽化対策については、県に対し強く要望してまいります。

- ②一級・二級町道や生活に直結した道路について、安全性や利便性を確保するため、緊急性や重要性の高い区間から計画的な整備・改良を推進し、安心して通行できる道路環境をつくります。
- ③身近な道路について、補修や除草、街路樹等の適確な維持管理等を行うことにより、車両や歩行者の安全な通行を確保し、快適な道路環境を維持します。
- ④道路の維持管理にあたっては、メンテナンスサイクルを構築し、事後保全型管理から予防保全型管理へ転換して道路施設の長寿命化を図るとともに、修繕及び更新に係る費用の縮減と平準化を図ります。

イ 交通

通学の子どもたちや通勤、車の運転ができなくなった高齢者に対応するため、近隣自治体や民間商業施設とも連携し、鉄道駅、医療機関、公共交通等を結んだコミュニティバスネットワークの整備について検討していきます。

(3) 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	(1)町道 道路	町道 1001 号線(舗装・測量・設計) L=390m W=3.30m	町	
		町道 1042 号線,町道 1053 号線 (舗装・測量・設計) L=530m W=3.80m	町	
		町道 1145 号線(改良・測量・設計) L=270m W=3.00m	町	
		町道 1146 号線(改良・測量・設計) L=270m W=3.30m	町	
		町道 1149 号線(改良・測量・設計) L=260m W=3.80m	町	
		町道 1288 号線, 町道 1233 号線, 町道 1241 号線 (舗装・測量・設計) L=600m W=3.80m	町	

	町道 1304 号線(舗装・測量・設計) L=560m W=3.00m	町	
	町道 202 号線(舗装・測量・設計) L=1300m W=5.50m	町	
	町道 206 号線(舗装・測量・設計) L=830m W=5.00m	町	
	町道 1089 号線(舗装・測量・設計) L=400m W=5.10m	町	
	町道 1273 号線(舗装) L=280m W=3.20m	町	
	町道 2134 号線(舗装・測量・設計) L=270m W=4.00m	町	
	法定外水路(町道 2165 号線) (水路整備・測量・設計) L=260m W=1.20m	町	
	町道 2098 号線, 町道 2091 号線, 町道 2087 号線(舗装・測量・設計) L=600m W=3.10m	町	
	町道 2042 号線, 町道 2043 号線, 町道 102 号線(舗装・測量・設計) L=1000m W=5.50m	町	
	町道 2043 号線(舗装・測量・設計) L=1000m W=5.50m	町	
	町道 2009 号線(改良・測量・設計) L=270m W=4.10m	町	
	町道 2012 号線(舗装・測量・設計) L=560m W=4.00m	町	

	町道 2075 号線, 町道 2101 号線, 町道 2096 号線, 町道 2093 号線, 町道 2085 号線, 町道 3043 号線(舗装・測量・設計)L=2100m W=4.00m	町	
	町道 3090 号線(舗装・測量・設計) L=111m W=3.40m	町	
	町道 3103 号線(排水整備・測量・設計) L=40m W=3.10m	町	
	法定外水路(水路整備・測量・設計) L=40m W=3.00m	町	
	町道 3022 号線(舗装・測量・設計) L=126m W=4.60m	町	
	町道 3023 号線(排水整備) L=106m W=3.30m	町	
	町道 3071 号線【第4工区】(改良) L=157m W=3.40m	町	
	町道 3084 号線(改良・測量・設計) L=50m W=3.00m	町	
	町道 4233 号線(舗装・測量・設計) L=225m W=5.70m	町	
	町道 4069 号線(舗装・測量・設計) L=60m W=4.80m	町	
	町道 4354 号線(舗装) L=185m W=3.50m	町	
	町道 4394 号線(舗装) L=267m W=6.00m	町	
	町道 4368 号線(舗装・測量・設計) L=450m W=3.40m	町	

		町道 4091 号線, 町道 4093 号線 (改良・測量・設計) L=300m W=4.00m	町	
		町道 4281 号線(排水整備) L=250m W=3.90m	町	
		町道 4165 号線(舗装・測量・設計) L=950m W=4.60m	町	
		町道 108 号線, 町道 3150 号線, 町道 3158 号線, 町道 3159 号線, 町道 4258 号線, 町道 4280 号線, 町道 4281 号線 (舗装・測量・設計) L=1,155m W=4.60m	町	
	(9)過疎地域持 続的発展特別事 業 公共交通	コミュニティバス運行	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「河内町公共施設等総合管理計画」では、人口規模や財政規模などの現状と課題を踏まえつつ、公共施設の適切な管理・運営・安全で快適な利用環境を実現するとともに、不具合等が生じた後に修繕を行う事後保全型から、日常的な点検や診断等により損傷等を早期に発見する予防保全型管理へと移行します。

これにより施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、修繕費用の平準化及び縮減に取り組みます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 下水処理施設

本町の公共下水道事業は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に霞ヶ浦常南流域下水道の関連特定環境保全公共下水道として整備を進めてきました。全体計画 470.7ha のうち 197.2ha について事業認可を取得して令和 4 年度の管渠工事をもって事業認可区域の整備率は概ね 100%になります。また、残りの 273.5ha については茨城県で行う利根川流域総合計画の更新に合わせて河内町の下水道全体計画から削除する予定になっています。これにより下水道の整備率(普及率)が概ね 100%に

なり令和 5 年度以降は供用開始後 30 年を超える管渠もあるため、ストックマネジメント計画を策定して、主要な管渠等の調査を行い計画的に修繕や更生工事を行って行きたいと考えています。

公共下水道の未整備地区については令和 3 年 3 月に浄化槽処理促進区域の指定を行っており、合併浄化槽の設置や単独浄化槽やくみ取り槽から合併浄化槽への転換設置費用及び配管工事費の一部を助成し、合併浄化槽の普及を図っています。

イ 消防防災体制及び施設等

本町の消防体制については、消防団施設・整備の適切な維持管理に努めるほか、地域の消防団の活動の充実を図るためにも、消防団員の確保が課題となっています。

常備消防・救急体制については、稲敷広域消防本部と連携し、広域の消防・救急体制の充実に努めています。また、AED等の救命用具の計画的な整備が必要です。

防災体制については、令和 2 年 3 月に改訂した「河内町地域防災計画」を防災の礎とし、近年高まる水災害発生リスクに備え、広域避難に特化した「防災ガイドブック」、「防災ハザードマップ」を作成し、災害対策のための意識向上や避難所の充実を図るほか、消防署や自主防災組織、各種ボランティア団体等と連携を図りながら防災訓練等を実施する必要があります。

しかしながら、自主防災組織の設置が令和 4 年 3 月現在 3 組織となっており、組織の拡充には地域の理解と協力が必要です。さらに、町も災害に備え非常用自家発電設備の整備等の業務継続に必要な課題への対応を考察することが必要です。

ウ 公営住宅

本町の町営住宅はみどりの里団地(鉄筋コンクリート 2 階建て)と、たいようの里団地(木造平屋建て)の 2 箇所、全 31 戸を管理しています。みどりの里団地は平成 12 年築であり、設備の老朽化や大規模修繕等が必要になってきているため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、対応を進める必要があります。

エ 公園

かわち水と緑のふれあい公園は、自然が残された緑地・池沼を生かし、子供が遊び大人も集える公園として平成 9 年に設置されました。設置から約 25 年が経過し、施設の老朽化や管理不足による樹木や水草の繁茂などが課題となっています。近年では、公園の利用目的が多様化し、イルミネーションなどのイベント会場としての利用も見込まれることから、より多くの方が安全で快適に利用できるよう、実情に即した公園の整備が必要となっています。

(2)その対策

ア 下水処理施設

①ストックマネジメント計画を策定し、計画的に更生工事等の維持管理を行います。

②浄化槽処理促進区域については、合併浄化槽の設置や単独浄化槽及びくみ取り槽から合併浄化槽への転換を行い、霞ヶ浦流域及び利根川流域の水質汚濁防止に努めます。

イ 消防防災体制及び施設等

①消防施設

- ・消防団及び稲敷広域消防本部と連携し、火災予防運動など啓発活動を通じて、町民に対し防火意識の高揚を図ります。
- ・地域において火災等の災害や救急救助活動の中核となる消防団員を、町広報紙や町ホームページ等で周知し消防団員確保に努めます。
- ・防火水槽や消火栓の消防水利の整備に努めます。
- ・老朽化している消防設備や資機材等について、計画的に更新整備を進めます。
- ・消防力強化に繋がる消防施設等の整備に努めます。

②防災施設

- ・自主防災組織の活動費用の一部を補助することにより、組織設立及び活性化を図ります。
- ・防災士の資格取得費用を補助することにより、地域の防災リーダーとして活動し、町の防災事業に貢献する防災士の育成を図ります。
- ・河内町地域防災計画等を随時見直し、各種災害に対応できるよう、体制の強化及び避難場所等の確保に努めます。
- ・避難所用の備品及び食糧品の適正な備蓄に努めます。
- ・近隣市町村との「大規模水害時における避難所施設利用に関する覚書」による広域避難所としての利用について、周知に努めます。
- ・災害時の業務継続に必要な非常時自家発電設備等の計画的な整備に努めます。

③その他

- ・稲敷広域消防本部と連携し、AEDの適正な設置及び講習を行い自助力の発展を図ります。

ウ 公営住宅

河内町公営住宅等長寿命化計画に基づいた、予防保全的な維持管理・効果的な修繕など町営住宅の維持管理に努めます。

エ 公園

老朽化した施設の改修や樹木等の維持管理を計画的に実施し、また利用目的の多様化に合わせた施設の充実を図り、利用者の誰もが憩いの場として安心かつ快適に利用できる公園の整備に努めます。

(3) 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(2)下水道処理 施設 公共下水道	汚水管渠調査業務委託	町	
		汚水管渠修繕・更生工事	町	
		汚水管渠新設工事(手栗地区)	町	
		霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金	町	
		ストックマネジメント業務策定委託	町	
		経営戦略業務策定委託	町	
		河内町下水道基本計画変更業務策定委託	町	
	(5)消防施設	ポンプ積載車(車両・可搬ポンプ)購入	町	
		消防水利整備補助	町	
		消防水利維持管理(維持管理・負担金)	町	
		消防詰所建築等補助	町	
		消防・防災施設建設事業	町	
	(6)公営住宅	町営住宅維持管理事業	町	
	(7)過疎地域持 続的発展特別事 業	生活	浄化槽設置整備事業費補助金	町
防災・防犯		自主防災組織補助	町	

		防災士研修費等補助	町	
		避難所用備品・食糧品等整備事業	町	
		非常時自家発電設備等整備事業	町	
		AED設置整備事業	町	
	(8)その他	かわち水と緑のふれあい公園樹木剪定 工事	町	
		かわち水と緑のふれあい公園不動免沼 水草除草工事	町	
		かわち水と緑のふれあい公園駐車場舗 装工事	町	
		かわち水と緑のふれあい公園遊具設置 工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 「河内町公共施設等総合管理計画」では、人口規模や財政規模などの現状と課題を踏まえつつ、公共施設の適切な管理・運営・安全で快適な利用環境を実現するとともに、不具合等が生じた後に修繕を行う事後保全型から、日常的な点検や診断等により損傷等を早期に発見する予防保全型管理へと移行します。

これにより施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、修繕費用の平準化及び縮減に取り組みます。

イ 公営住宅は、劣化診断を実施のうえ老朽化の状況を把握します。予防保全による維持管理により長寿命化を図ります。

ウ 公園も既存施設は遊具を含めた施設全体の定期点検や計画的な維持補修を行い、利用者の安全確保と機能維持を図ります。

さらに今後は公園環境を整備し、「憩いの場」創出を目指します。また、新型コロナウイルスの状況を注視しつつ、イルミネーション等のイベント拡充を図り、交流人口・転入者の増加を目指します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

全国的な少子化傾向の中で、本町においても少子化は顕著であり、令和3年度の出生数は20人と厳しい状況となっています。少子化や核家族化が進む中、地域のコミュニケーションの希薄化が進み、子育てに関する様々な不安や悩みを抱く保護者が増えている状況です。そのため子育てに関する相談体制の強化や母子保健活動を展開していくとともに、子育てに関する経済的負担の軽減を継続的に行っていくことが必要です。

現在は、令和2年3月に策定した「第2期河内町子ども・子育て支援事業計画」を基に、『子育てをともに支え、元気な子どもたちがともに育つまち』を基本理念として、地域における子育て支援や子どもと母親の心身の健康の確保・増進、支援が必要な子育て家庭と子どもへの細やかな取り組み、子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備、さらに子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりを展開していく必要があります。また、第二子以上を出産した保護者を支援するために支給される次世代育成支援金や保育施設等の利用者に対する副食費の無償化など子育て世帯に係る経済的負担の軽減に努めております。このほか、町内には公立認定こども園が2園設置されていますが、両こども園とも建設から40年余り経過し近年老朽化が著しく進んでいることや少子化に伴う園児数の減少等により両こども園を統合させ施設整備を図る必要があります。

そのほか、放課後児童クラブ運営の施設環境整備や育児の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の実施等ライフスタイルの変化に伴う多様なニーズに対応するための整備が必要です。

イ 高齢者の保健と福祉

本町の高齢者人口は、令和3年10月1日現在3,225人、高齢化率は40.2%、県内3番目の高齢化率となっており、今後さらに増加するものと見込まれています。

高齢化の進展に伴い、要支援・要介護者数も増加していることから、要介護者のニーズを踏まえ、総合事業や居宅サービス・施設サービスなど適切なサービスを提供することが求められています。

こうしたことから、本町においては、地域の実情や特性に応じた「地域包括ケアシステム」を構築し、地域包括支援センターが中心となって、介護予防事業を推進することが重要となります。

また、高齢者の生きがいづくりや地域の支え合いとして、地域サロンや社会参加を促すための、シニアクラブ及びシルバー人材センターの活動も重要な役割を担っています。

高齢者が健康で生きがいを感じながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることは、地域社会にとって極めて重要な事であり健康長寿社会を実現するため保健・医療・福祉の連携を図るなど、様々な支援の充実が求められています。

さらに、介護保険サービスでは対応できない地域社会のニーズに対し、各種生活支援サービスを提供することが求められています。今後は町民全体の健康長寿を延命す

るため、生活様式や生活環境の変化により各年齢層において増加している生活習慣病にならないよう、健康相談や訪問指導を通しての予防対策や食育の推進・感染症予防の多面的支援が必要です。

ウ 障害者の保健と福祉

本町における障害者手帳交付は、令和4年1月現在521人、自立支援医療(精神通院)受給者数は、110人となっており、人口に占める割合は増加傾向が続いています。

こうしたことから、障害者福祉行政においては、多様化するニーズに対応できるよう障害者総合支援法の適切な運用が求められています。また、障害者の方が地域で安心して暮らすためには、相談支援体制の充実、日中活動の場の確保・支援の充実や医療費助成などの経済的支援が必要であるとともに、地域住民が支え合い助け合う仕組みの構築と、障害者が心身機能を維持し、自立した生活を送れるよう障害福祉サービスの充実を図ることが重要となります。

エ その他(保健センター)

保健センターは、建設から28年が経過しています。施設の設備は老朽化が著しいことから、利用者の安全性の確保や利便性の向上を図るため、計画的に改修を進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- ①妊産婦や出産、子育てに対する精神的な不安を和らげるため、必要な情報提供や健康相談・保健指導の充実を図ります。
- ②妊産婦の精神的な不安の解消に努めます。
- ③妊産婦及び乳幼児を対象とした保健事業を実施することで、継続した子育て支援に努めます。
- ④妊産婦及び出生から高校生相当年齢の医療費無料化や、ひとり親と20歳未満の子の医療費負担軽減を継続実施するなど、医療福祉費支給制度の普及推進に努めます。
- ⑤乳幼児の疾病の早期発見や心身の健康を維持するため、各種健(検)診・相談・予防接種などの充実を図ります。
- ⑥幼児が心身共に健全な発達ができるよう、親子療育相談・教室の充実を図ります。
- ⑦不妊に悩む人の経済的支援の充実を図ります。

イ 高齢者の保健と福祉

- ①妊娠期から高齢期までのライフステージごとの課題に応じた保健事業を推進します。
- ②生活習慣病の発症と、重症化予防のための健康教育や保健指導の充実を図ります。

- ③がんの早期発見・早期治療に繋げるため、各種がん検診の受診率向上を目指します。
- ④感染症予防対策への取り組みや、感染症発生時の緊急対応に努めます。
- ⑤キッチン菜の花会による食を通じた健康づくりを推進します。
- ⑥各種健康づくり事業を効果的に推進するために、関係機関との連携を図ります。
- ⑦町民の健康情報を経年的に管理することで、効果的な保健事業を展開します。
- ⑧シニアクラブ活動の活性化を図るため、新規会員の確保や参加しやすい行事などの支援をします。
- ⑨シルバー人材センターに補助金を交付し、組織体制の整備と運営基盤の強化を図ります。
- ⑩高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、介護予防のための知識の普及啓発や相談指導體制の充実を図るとともに、地域包括支援センターが中核となり、保健・医療・介護の関係機関の相互の連携を図ります。
- ⑪適切な介護サービスが利用できるよう、介護保険制度の周知や介護サービス情報の継続的な提供に努めます。
- ⑫高齢者が安心して生活が送れるよう「緊急通報システム」や「買い物弱者支援事業」、「一人暮らし老人愛の定期便事業」、「一人暮らし老人配食サービス」、「高齢者タクシー利用料金助成」、「外出支援サービス」、「福祉有償運送サービス事業」、「在宅高齢者介護用品購入補助」、など各種サービスの充実を図ります。
- ⑬地域のボランティアや民生委員児童委員、シニアクラブなど各種団体が連携して、高齢者を地域で支え合う体制づくりを支援します。
- ⑭自助、互助、共助、公助を組み合わせた地域包括ケアシステムの体制を整備します。
- ⑮認知症の早期発見・早期対応により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制に努めます。
- ⑯高齢者が健康で過ごせるよう、介護予防教室等の開催や介護予防の普及啓発を推進します。
- ⑰町民と協働で介護予防を推進するため、シルバーリハビリ体操指導士会や脳と体いきいきサークルなど、町民主体によるボランティア組織の活動支援及び人材育成を推進します。
- ⑱高齢者の社会的な孤立の解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防並びに地域での助け合い体制づくりのため、「住民交流通いの場」の充実を図ります。

ウ 障害者の保健と福祉

- ①障害者の社会参加及び雇用の確保に関する支援をします。
- ②障害者に関する制度の周知徹底と、相談体制の充実を図ります。
- ③障害者を対象とした生活機能訓練の実施により、在宅で自立した生活が送れるよう支援します。
- ④医療福祉費支給制度の普及推進に努めます。

エ その他

- ①保健センター及び福祉センターについても、安全性や利便性を確保するための定期的な点検や、必要に応じた改修工事を行います。
- ②多様な保育サービスの提供をはじめ、子育て親同士の交流の場や気軽に相談できる体制の強化、子どもの居場所づくりなどさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。
- ③放課後の子どもの居場所の整備・充実を図り、安心して過ごすことのできる居場所の確保に努めます。
- ④地域の実情を踏まえながら各種手当等を支給し、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図ります。
- ⑤老朽化した認定こども園を統合させ質の高い教育や保育を総合的に提供し、集团的機能の確保と充実を図ります。

(3) 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(2)認定こども園	認定こども園整備事業	町	
	(8)過疎地域持 続的発展特別事 業 児童福祉	保育サービスに関する事業	町	
		保育料支援事業(無償化)	町	
		給食費支援事業(無償化)	町	
		認定こども園運営事業	町	
		認定こども園ICT化事業	町	
		放課後児童クラブ整備事業	町	
		放課後児童クラブ運営委託事業	町	
		子育て支援に関する事業	町	
		子育て支援センター委託事業	町	

		ファミリー・サポート・センター委託事業	町	
		子ども家庭総合支援拠点事業	町	
		次世代育成支援金支給事業	町	
	高齢者・障害者 福祉	介護予防・生活支援サービス事業	町	
		生きがいつくり、通いの場事業費	町	
		在宅医療介護連携推進事業	町	
		緊急通報体制等整備事業	町	
		シニアクラブ連合会助成事業	町	
		単位シニアクラブ助成事業	町	
		介護予防普及啓発事業	町	
		地域介護予防活動組織支援事業	町	
		買い物弱者支援事業	町	
		一人暮らし老人愛の定期便事業	町	
		一人暮らし老人配食サービス	町	
		高齢者タクシー利用料金助成事業	町	
		外出支援サービス事業	町	
		福祉有償運送サービス事業	町	
		在宅高齢者介護用品購入補助	町	
	健康づくり	がん検診、健康診査等事業	町	
		感染症予防対策事業	町	

		健康づくり事業	町	
		妊産婦相談事業	町	
		乳幼児健診・相談事業	町	
		親子療育指導・相談事業	町	
		子育て支援に関する事業	町	
		健康情報データ管理事業	町	
	その他	医療福祉費支給制度	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 「河内町公共施設等総合管理計画」では、人口規模や財政規模などの現状と課題を踏まえつつ、公共施設の適切な管理・運営・安全で快適な利用環境を実現するとともに、不具合等が生じた後に修繕を行う事後保全型から、日常的な点検や診断等により損傷等を早期に発見する予防保全型管理へと移行します。

これにより施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、修繕費用の平準化及び縮減に取り組みます。

イ 統合により町内の子どもに対する保育・教育の均一化、かわち学園との交流事業の充実などが期待されます。統合による効率化と保育・教育内容の充実を図り、新設認定こども園入園児数 160 人を目指します。

ウ 現園舎の維持管理方針としては、事後保全型とし、一定の安全を保ちつつ適時修繕対応とします。統合認定こども園移行後は、利活用・取り壊しなど施設運用について検討します。

エ 福祉センター事務所は引き続き定期的な点検を実施し、予防保全型の維持管理により劣化進行を防ぎ、長寿命化を図ります。また物置、車庫、自転車置場は比較的良好な状態を保っており、当面は事後保全での維持管理とします。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には歯科医院が1か所あるのみで、その他に受診や入院が必要な場合には、町外や県外の医療機関へ出向かなければならない状況となっており、広域的な連携が必要となっています。

その中でも地域救急医療体制については、稲敷地域病院群輪番制及び稲敷地域小児救急医療輪番制が整備されているため一定水準の救急医療が確保されています。

(2) その対策

近隣医師会等との連携を強化しながら地域医療体制の充実を図ります。また、稲敷地域病院群輪番制及び稲敷地域小児救急医療輪番制の医療機関や消防機関等との連携を密にし、救急医療体制の充実を図ります。

(3) 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持 続的発展特別事 業			
	その他	稲敷地域病院群輪番制病院運営費負担金	町	
		稲敷地域小児救急医療輪番制病院運営費負担金	町	
		公的病院運営費補助金	町	
		稲敷医師会休日診療当番医運営負担金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「河内町公共施設等総合管理計画」では、人口規模や財政規模などの現状と課題を踏まえつつ、公共施設の適切な管理・運営・安全で快適な利用環境を実現するとともに、不具合等が生じた後に修繕を行う事後保全型から、日常的な点検や診断等により損傷等を早期に発見する予防保全型管理へと移行します。

これにより施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、修繕費用の平準化及び縮減に取り組みます。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育の充実

本町には、町内唯一の教育機関として義務教育学校である「かわち学園」が存在しています。これは、児童生徒数の減少から平成 24 年度に源清田小と長竿小を統合し、平成 30 年度に小学校 3 校と、中学校 1 校を統廃合して開校（平成 29 年度に先行してかわち学園中学校としてスタート。）したものです。本町の教育の振興を考えるにあたり、慢性的な少子化や社会の多様性に対応するため長期的な見通しに基づいた教育環境の整備、地域人材の育成等を行っていくことが必要となっています。

① 学校教育の環境整備

本町では、「人間性豊かで想像力に富み、たくましく生きる人間の育成と郷土を愛し住みよい町づくりに貢献できる人づくりを目指した教育を進める。」という教育目標のもと、主体性をもって自ら考え行動できる児童生徒の育成に取り組んでいます。かわち学園の校訓である「共同 共和 共修」から、確かな学力を身に付け、ともに助けあいながら主体的に取り組む児童生徒を育成するために教職員の資質・能力の向上をはじめ、地域と連携した体験活動等を実施しています。また、道徳教育、英語教育、キャリア教育、ICT教育をさらに充実させることがグローバル社会で活躍できる人材の育成には必要となっていることから、そのための環境整備や機会創出を進めていきます。

イ 生涯学習の充実

① 生涯学習の推進にあたっては、地域の特性を生かしながら、町全体で学ぶことができる地域づくりの促進に努めています。

② 町の社会教育施設は、中央公民館をはじめ農村環境改善センターや分館があり、地域住民のコミュニティ、芸術文化活動、町民の関心や興味に合わせた教養講座などの場として多くの町民に利用されています。しかしながらこれらの施設の多くは建築から 30 年以上経過しており、設備も含め施設の老朽化により施設の機能が不十分であるため、少子高齢化や多様化するニーズに合わせた場を提供するためにも新築・改修等が必要となっています。

③ 少子高齢化が進む現代社会においてスポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠なものです。特に高齢化が進む本町にあっては、町民の生涯にわたってスポーツに親しむことは、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、生涯にわたりスポーツに親しむことのできる社会を構築することに大きな意義があります。

社会体育施設は、農業者トレーニングセンターをはじめ野球場などの施設は老朽化が進んでおり施設の改修等が必要となっています。

- ④利用者は施設を利用するにあたって空きの状況を電話もしくは窓口で確認しています。しかしながら、対応できる時間が開庁時間にかぎられています。

(2) その対策

ア 学校教育の充実

①確かな学力を育む教育

- ・教科担任制の充実(前期課程への乗り入れ促進、授業交換、英語専科)
- ・一人一台タブレット端末の効果的な活用
- ・学習支援員配置事業の充実
- ・図書館司書配置事業の充実
- ・学校図書館の充実及び有効活用
- ・ALT等の積極的な活用による外国語教育の充実
- ・個に応じたきめ細やかな学習指導を通じた児童生徒の確かな学力の育成
- ・外国語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けて高めていくための、ネイティブスピーカーとの交流
- ・ICT教育の充実のための環境整備

②豊かな心を育む教育

- ・教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・いじめ防止対策、不登校対策等の組織による適切な対応
- ・地域と連携した体験活動の充実(農業体験等による生産活動)
- ・教材「かわち学」を活用した学習による郷土を大切に思う心の育成
- ・文化芸術の鑑賞や体験の機会創出による豊かな創造力、想像力や思考力、コミュニケーション能力などの育成
- ・文化部活動の質的向上支援

③健やかな体を育む教育

- ・体力向上のための環境整備
- ・体育授業、運動部活動の質向上支援

④時代の変化や社会のグローバル化に対応する教育

- ・こども園から義務教育学校の前期、後期課程まで継続した英語教育の展開
- ・英語圏の学校との交流の展開
- ・英語専科教員の活用
- ・ICT教育環境の整備
- ・ICTを活用した学習の推進
- ・教職員を対象としたICT活用研修の推進

⑤自立と社会参加に向けた特別支援教育

- ・生活支援員配置事業の充実
- ・特別な支援が必要な幼児児童生徒一人ひとりに対し、自立に向けたきめ細かな教育活動の実践
- ・特別支援教育巡回相談の活用

⑥幼児教育と学校教育の連携の推進

- ・子どもたちが学校生活に適応し、学習や生活を円滑に行えるよう、園小の確実な接続を図るため幼保小連携事業の充実

⑦信頼される教職員の育成

- ・教職員研修事業の充実
- ・教職員研修補助金の活用

⑧学校給食の充実

- ・学校給食費無償の継続
- ・地元産の食材を使用しながら栄養面やアレルギー対策など内容の工夫、実践

⑨地域に開かれた学校づくり

- ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の充実

⑩教育施設・設備の充実

- ・施設の計画的な改修、建設

イ 生涯学習の充実

- ①町の社会教育施設の多くは、建築から既に30年以上経過しており、設備も含め施設の老朽化が進んでいるため町民の生涯学習のニーズに対応できる施設を改築・改修することで、今後も、町民が快適に学習できる場を提供します。
- ②必要な改修を行うことで、町民のスポーツ・レクリエーション活動にこれまで以上に広く利用されます。
- ③施設の閉館時にも町民がパソコンやスマートフォンを利用して手軽に施設の予約状況を確認することができるように、インターネットを活用した環境を整備する。

(3) 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設	校舎	かわち学園校舎改修工事	町
			かわち学園校舎改修工事設計業務委託	町
		かわち学園校舎改修工事監理委託	町	
	屋内運動場	かわち学園屋内運動場 ICT 環境設備工事	町	

	屋外運動場	かわち学園屋外運動場改修工事	町	
		かわち学園屋外運動場改修工事設計業務委託	町	
		かわち学園屋外運動場改修工事監理委託	町	
	スクールバス	スクールバス運行業務委託	町	
	給食施設	学校給食施設改修工事	町	
	その他	教育ICT整備事業	町	
		郷土学習資料更新作業 (「河内の歴史」データ化、「かわち学」改訂作業)	町	
	(3)集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館改築工事	町	
		公民館改築工事設計業務委託	町	
		公民館改築工事監理業務委託	町	
	集会施設	農村環境改善センター外装改修工事	町	
		農村環境改善センター外装改修工事監理業務委託	町	
		農村環境改善センター内装改修工事	町	
		農村環境改善センター内装改修設計業務委託	町	
		農村環境改善センター内装改修工事監理業務委託	町	

		語学指導事業(英語検定等奨励補助金)	町	
		児童生徒の学習機会確保事業	町	
		河内町児童生徒交流研修事業	町	
		河内町新中学1年生制服購入費等助成事業	町	
		河内町入学祝品支給事業	町	
		学校給食費無償化事業	町	
		児童館設置工事(児童クラブ併設)	町	
		児童館設置工事設計業務委託	町	
		児童館設置工事監理委託	町	
		公共施設予約システム整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「河内町公共施設等総合管理計画」では、人口規模や財政規模などの現状と課題を踏まえつつ、公共施設の適切な管理・運営・安全で快適な利用環境を実現するとともに、不具合等が生じた後に修繕を行う事後保全型から、日常的な点検や診断等により損傷等を早期に発見する予防保全型管理へと移行します。

これにより施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、修繕費用の平準化及び縮減に取り組みます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では、人口減少、少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの変化などにより、地域コミュニティ機能が低下しつつあります。

特に、若年層の流出や少子高齢化による生産年齢人口の減少により地域活動の担い手が不足しつつあります。さらに、地域コミュニティの拠点となる集会施設の老朽化が著しい集落が増えていることから、新築も含めて施設の改修を図る必要があります。

(2) その対策

人口減少により地域コミュニティの低下が予想される中、地域住民が主体となって地域課題の解決や個性ある地域・集落づくりの活動拠点となる集会施設の整備更新について地区集会施設整備補助金により支援を行います。

(3) 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持 続的発展特別事 業 集落整備	地区集会施設整備補助金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「河内町公共施設等総合管理計画」では、人口規模や財政規模などの現状と課題を踏まえつつ、公共施設の適切な管理・運営・安全で快適な利用環境を実現するとともに、不具合等が生じた後に修繕を行う事後保全型から、日常的な点検や診断等により損傷等を早期に発見する予防保全型管理へと移行します。

これにより施設の破損や重大事故の発生確率を減らし、長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを考慮し、修繕費用の平準化及び縮減に取り組みます。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、県指定文化財として指定されている木造阿弥陀如来坐像1軀をはじめとして、町指定39件含め40件の文化財があります。その他にも各地区に古くから伝わり続けられている行事等があり、町の歴史を語る上では必要不可欠なものであります。行事等は、各地区ともに高齢化による後継者不足が問題となっており、これらを次世代に継承、伝承していくことが急務となっています。

町の文化遺産、歴史的資料等は、後世に残さなければならない大切なものであり、県・町指定の文化財及び資料等は適切に保存していかなければなりません。主な文化財は町内の寺や神社に適切に保存されていますが、資料等については、中央公民館資料室等に展示、保存している状況です。しかしながら、資料室も老朽化が進み維持修繕が必要です。

(2) その対策

ア 町の文化遺産等を町公式ホームページ等で広く周知

イ 文化協会の組織強化への支援

ウ 中央公民館資料室の整備や展示の充実及び保存

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2)過疎地域持 続的発展特別事 業			
	地域文化振興	文化芸術事業 中央公民館改築工事	町 町	

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

太陽光、風力、水力等の再生可能エネルギーの導入拡大は、政府が掲げる2050年カーボンニュートラルを実現するためには必要で、地域全体での取組みが重要になってきます。

特に住宅用の太陽光発電に代表される住民一人一人の取組みが重要ですが、現時点では、導入コストが高いことや買取価格の下落等の課題があり、普及が進まないのが現状です。

(2) その対策

ア 町が率先することで、地域全体への普及を促します。町の地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設において、太陽光発電、蓄電池等を積極的に導入し、再生可能エネルギー電力の調達等を推進します。

イ 住民や事業者に対して、再生可能エネルギーの理解促進を図るために啓発活動を実施します。

ウ 再生可能エネルギーの導入を促進するために、太陽光発電や蓄電池設備の補助事業を検討します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

これまでの町広報紙や、町公式ホームページは、町からの一方的な情報発信に留まり、多くの方に興味を持ってもらえるものではなかったことから、時代に即したデザインや内容に変えていく必要があります。

今後は、これまでの広報手段に加え、SNSなど様々なメディアを活用するなど、町の魅力や情報等を積極的に町内外に発信することで、多くの方に注目してもらい町の認知度の向上や、移住定住に繋がるような広報活動を行う必要があります。

(2) その対策

ア 広報機能の強化

町公式ホームページについては、現在のホームページを見直ししていく他、町内外に情報発信が可能なSNSや移住定住、田舎暮らしに関する情報について各種メディアを活用し発信していく。

現在のホームページアクセス件数 平均 5,000 件/月 → 目標 10,000 件/月

(3) 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		広報機能強化事業	町	

事業計画（令和4年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(4)過疎地域持 続的発展特別事 業 移住・定住 地域間交流	河内町定住促進事業	町	
		河内町空き家登録制度	町	
		河内町空き家活用推進奨励金	町	
		町の魅力発信・交流事業	町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業 第1次産業 商工業・6次 産業化	農業経営所得安定対策事業	町	
		環境保全型農業推進事業	町	
		多面的機能支払交付金事業	町	
		農地耕作条件改善事業	町	
		農業用機械導入支援事業	町	
		水稻病虫害防除事業	町	
		ブランド化支援事業	町	
		自治金融制度	町	
		商品券発行事業	町	
4 交通施設の整 備、交通手段の 確保の促進	(9)過疎地域持 続的発展特別事 業 公共交通	コミュニティバス運行	町	

<p>5 生活環境の整備</p>	<p>(7)過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>生活</p> <p>防災・防犯</p> <p>(8)その他</p>	<p>浄化槽設置整備事業費補助金</p> <p>自主防災組織補助</p> <p>防災士研修費等補助</p> <p>避難所用備品・食糧品等整備事業</p> <p>非常時自家発電設備等整備事業</p> <p>AED設置整備事業</p> <p>かわち水と緑のふれあい公園樹木剪定工事</p> <p>かわち水と緑のふれあい公園不動免沼水草除草工事</p> <p>かわち水と緑のふれあい公園駐車場舗装工事</p> <p>かわち水と緑のふれあい公園遊具設置工事</p>	<p>町</p>	
<p>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進</p>	<p>(8)過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>児童福祉</p>	<p>保育サービスに関する事業</p> <p>保育料支援事業(無償化)</p> <p>給食費支援事業(無償化)</p> <p>認定こども園運営事業</p> <p>認定こども園ICT化事業</p> <p>放課後児童クラブ整備事業</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	

		放課後児童クラブ運営委託事業	町	
		子育て支援に関する事業	町	
		子育て支援センター委託事業	町	
		ファミリー・サポート・センター委託事業	町	
		子ども家庭総合支援拠点事業	町	
		次世代育成支援金支給事業	町	
	高齢者・障害者 福祉	介護予防・生活支援サービス事業	町	
		生きがいつくり、通いの場事業費	町	
		在宅医療介護連携推進事業	町	
		緊急通報体制等整備事業	町	
		シニアクラブ連合会助成事業	町	
		単位シニアクラブ助成事業	町	
		介護予防普及啓発事業	町	
		地域介護予防活動組織支援事業	町	
		買い物弱者支援事業	町	
		一人暮らし老人愛の定期便事業	町	
		一人暮らし老人配食サービス	町	
		高齢者タクシー利用料金助成事業	町	
		外出支援サービス事業	町	
		福祉有償運送サービス事業	町	

		在宅高齢者介護用品購入補助	町	
	健康づくり	がん検診、健康診査等事業	町	
		感染症予防対策事業	町	
		健康づくり事業	町	
		妊産婦相談事業	町	
		乳幼児健診・相談事業	町	
		親子療育指導・相談事業	町	
		子育て支援に関する事業	町	
		健康情報データ管理事業	町	
	その他	医療福祉費支給制度	町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	稲敷地域病院群輪番制病院運営費負担金	町	
		稲敷地域小児救急医療輪番制病院運営費負担金	町	
		公的病院運営費補助金	町	
		稲敷医師会休日診療当番医運営負担金	町	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	ICT支援員配置事業	町	
		学力向上推進事業	町	

		適応指導教室設置事業	町	
		スクールソーシャルワーカー配置事業	町	
	その他	近隣大学との交流事業	町	
		外国語指導講師(ALT)配置事業 地域に開かれた学校づくり(コミュニティ・スクール)	町	
		教育相談員配置事業	町	
		語学指導事業(英語検定等奨励補助金)	町	
		児童生徒の学習機会確保事業	町	
		河内町児童生徒交流研修事業	町	
		河内町新中学1年生制服購入費等助成事業	町	
		河内町入学祝品支給事業	町	
		学校給食費無償化事業	町	
		児童館設置工事(児童クラブ併設)	町	
		児童館設置工事設計業務委託	町	
		児童館設置工事監理委託	町	
		公共施設予約システム整備事業	町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地区集会施設整備補助金	町	

10 地域文化の 振興等	(2)過疎地域持 続的発展特別事 業 地域文化振興	文化芸術事業 中央公民館改築工事	町 町	
12 その他地域 の持続的発展に 関し必要な事項		広報機能強化事業	町	